1. 件 名:新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(797))

2. 日 時: 平成30年3月23日 13時30分~15時15分

3. 場 所:原子力規制庁 9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

宮本管理官補佐、沼田主任安全審査官、髙嶋原子力規制専門員

## 事業者:

日本原子力発電株式会社:発電管理室 副室長(他5名)

## 1. 要旨

- (1)日本原子力発電株式会社から、本日提出のあった『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』を用いて、「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 残留熱除去系(低圧注水系)で原子炉圧力容器へ注水している場合、熱交換器 はほぼバイパスされることから、除熱(冷却)機能は無いはずなので、各資料で 整合させること。
  - 残留熱除去系のうちA系及びB系には熱交換器があるが、C系には無いことから、機能の違いが明確となるように書き分けること。
  - 水源を利用した対応手段選択フローチャートについて、高圧注水と低圧注水の 優先順位を提示すること。
  - 外部水源から内部水源への切り替えを行う判断基準の記載で、「内部水源(サプレッション・チェンバ)の水位が確保されている場合」とあるが、具体的な数値及びその確認に用いる計器を提示すること。
  - 常設ポンプの水源は代替淡水貯槽としていることに対し、可搬の水源は西側代 替淡水貯水設備を優先していることを明確にすること。
  - 津波時における水源選択の判断基準を提示すること。

## 6. その他

提出資料:

・ 東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の 発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る 審査基準」への適合状況について